



2013年9月30日 第2013-03号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

労働政策審議会・労働者派遣制度議論開始

「“生涯”ハケンで“低賃金”」に異議あり！

## 9.27厚生労働省前激励集会

政府は、6月14日に、日本再興戦略とそれを受けた規制改革実施計画を閣議決定しました。雇用の分野では、労働法制の規制緩和が提起されています。特に労働者派遣法は1985年の制定以来、たび重なる規制緩和が行われてきましたが、今また、法の趣旨を根幹から崩しかねない形で見直されようとしています。

厚生労働省は、労働者派遣制度について専門的な検討を行うため、学識経験者からなる「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」を昨年10月に設置しました。この研究会は、本年8月20日に報告書をまとめましたが、報告書は、人材派遣業界の意向に近い整理がなされており、「直接雇用の正社員にはなれなくても、派遣労働者として生涯働けるのであれば、雇用は安定しているといつてよい」「欧州とは賃金事情が異なるのだから、均等待遇の実現は困難」といった考え方がとられています。

### 労働力需給制度部会、具体的議論開始

9月27日から労働政策審議会職業安定分科会・労働力需給制度部会では、労働者派遣制度の在り方に関する具体的な議論が開始されました。これに伴い、連合は9月20日に、連合会

館で構成組織代表者を集めて緊急集会を行いました。また、9月27日には、9時20分から厚生労働省前で労働力需給制度部会に出席する労働側委員・オブザーバーを激励するための標記集会を開催しました。労働力需給制度部会には、JAM宮本書記長がオブザーバーとして出席しています。JAM本部書記局員もこの激励集会に参加し、委員・オブザーバーを激励しました。

10時から開催された労働力需給制度では、議論をする上での論点が示され、①登録型派遣・製造業務派遣の在り方について、②特定労働者派遣事業の在り方について、公・労・使がそれぞれ意見を述べました。労働側委員は、「常用代替防止」と「派遣労働者の保護」の両面から労働者派遣法の見直しを行う必要があり、派遣労働者の保護をこれまで以上に強化をすることが必要であると、強く訴えました。

【今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書】

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11654000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Jukyuchouseijigyokka/0000016026.pdf>

